

議案第 6 号

野田市関宿あおぞら広場の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則の制定について

野田市関宿あおぞら広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成19年
野田市教育委員会規則第10号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月27日提出

○ 野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市関宿あおぞら広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

野田市関宿あおぞら広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成19年野田市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第3条第1項中「」」」を「」」に改め、「（別記第1号様式）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該使用が翌日まで継続するものであるときは、その継続する使用については、その日の前日に属するものとして取り扱うことができる。

第3条第5項中「（別記第5号様式）」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「（別記第4号様式）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「（別記第3号様式）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「（別記第2号様式）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する申請を受け付ける初日又は最終日が野田市青少年センター管理規則（昭和58年野田市教育委員会規則第1号）第4条第1項第2号に規定する野田市青少年センターの休館日（以下この項において「休館日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日を申請の日とする。

第4条第1項中「（別記第6号様式）」を削り、同条第2項中「（別記第7号様式）」を削り、同条第3項中「（別記第8号様式）」を削り、同条第4項中「（別記第9号様式）」を削り、同条第5項中「（別記第10号様式）」を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

関宿あおぞら広場の使用許可申請については、仮予約により受付けているが、宿泊を伴い翌日まで継続する場合の取扱い及び青少年センターの休館日に当たる場合の取扱いについて、必要な規定を追加するため、所要の改正を行おうとするもの。

野田市関宿あおぞら広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市関宿あおぞら広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成19年野田市教育委員会規則第10号）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、野田市関宿あおぞら広場の設置及び管理に関する条例(平成19年野田市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(供用時間等)</p> <p>第2条 あおぞら広場の供用時間及び休場日は、別表のとおりとする。<u>ただし、教育長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(使用の許可申請等)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の許可(以下「使用の許可」という。)を受けようとする者は、使用しようとする日の60日(市内に住所を有する者が申請する場合は90日)前から5日前までに野田市関宿あおぞら広場使用許可申請書を教育長に提出しなければならない。この場合において、当該使用が翌日まで継続するものであるときは、その継続する使用については、その日の前日に属するものとして取り扱うことができる。</p> <p>2 前項に規定する申請を受け付ける初日又は最終日が野田市青少年センター管理規則(昭和58年野田市教育委員会規則第1号)第4条第1項第2号に規定する野田市青少年センターの休館日(以下この項において「休館日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日を申請の日とする。</p> <p>3 教育長は、<u>第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、野田市関宿あおぞら広場使用許可(不許可)通知書により申請者に通知するものとする。</u></p> <p>4 使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、野田市関宿あおぞら広場使用変更許可申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>5 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の変更の可否を決定し、野田市関宿あおぞら広場使用変更許可(不許可)通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>6 使用の許可を受けた者が、あおぞら広場の使用を取りやめようとするときは、野</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、野田市関宿あおぞら広場の設置及び管理に関する条例(平成19年野田市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(供用時間等)</p> <p>第2条 あおぞら広場の供用時間及び休場日は、別表のとおりとする。</p> <p>(使用の許可申請等)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の許可(以下「使用の許可」という。)を受けようとする者は、使用しようとする日の60日(市内に住所を有する者が申請する場合は90日)前から5日前までに野田市関宿あおぞら広場使用許可申請書(別記第1号様式)を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 教育長は、<u>前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、野田市関宿あおぞら広場使用許可(不許可)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。</u></p> <p>3 使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、野田市関宿あおぞら広場使用変更許可申請書(別記第3号様式)を教育長に提出しなければならない。</p> <p>4 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の変更の可否を決定し、野田市関宿あおぞら広場使用変更許可(不許可)通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。</p> <p>5 使用の許可を受けた者が、あおぞら広場の使用を取りやめようとするときは、野</p>

田市閑宿あおぞら広場使用取消届を教育長に届け出なければならない。

(制限行為の許可申請等)

第4条 条例第7条第1項の許可(以下「制限行為の許可」という。)を受けようとする者は、野田市閑宿あおぞら広場制限行為許可申請書を教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、野田市閑宿あおぞら広場制限行為許可(不許可)通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 制限行為の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、野田市閑宿あおぞら広場制限行為変更許可申請書を教育長に提出しなければならない。
- 4 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の変更の可否を決定し、野田市閑宿あおぞら広場制限行為変更許可(不許可)通知書により申請者に通知するものとする。
- 5 制限行為の許可を受けた者が、あおぞら広場における行為を取りやめようとするときは、野田市閑宿あおぞら広場行為取消届を教育長に届け出なければならない。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表(第2条)

施設名	供用時間	休場日
野田市閑宿あおぞら広場	終日	1 月曜日(その日が休日に当たるときを除く。)
		2 12月29日から翌年の1月3日までの日

(削る。)

田市閑宿あおぞら広場使用取消届(別記第5号様式)を教育長に届け出なければならない。

(制限行為の許可申請等)

第4条 条例第7条第1項の許可(以下「制限行為の許可」という。)を受けようとする者は、野田市閑宿あおぞら広場制限行為許可申請書(別記第6号様式)を教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、野田市閑宿あおぞら広場制限行為許可(不許可)通知書(別記第7号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 制限行為の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、野田市閑宿あおぞら広場制限行為変更許可申請書(別記第8号様式)を教育長に提出しなければならない。
- 4 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の変更の可否を決定し、野田市閑宿あおぞら広場制限行為変更許可(不許可)通知書(別記第9号様式)により申請者に通知するものとする。
- 5 制限行為の許可を受けた者が、あおぞら広場における行為を取りやめようとするときは、野田市閑宿あおぞら広場行為取消届(別記第10号様式)を教育長に届け出なければならない。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表(第2条)

施設名	供用時間	休場日
野田市閑宿あおぞら広場	終日	1 月曜日(その日が休日に当たるときを除く。)
		2 12月29日から翌年の1月3日までの日

別記第1号様式～第10号様式